

# 各務原市ワンデーレスポンス実施要領

令和2年11月16日決裁

## 第1 目的

工事現場において発生する問題に対し、各監督員が従来から行なっていた「現場を待たせない」、「速やかに回答する」という対応を、より一層組織的、システマ的なものとし、発注者、受注者、市民それぞれにメリットを発生させることを目的とする。

## 第2 考え方

工事現場において発生した諸問題に対し、発注者の意思決定に時間を費やしたため実働工期が短くなり、工事等の品質が確保されない場合が考えられる。

このため発注者は、問題解決のため行動の迅速化を図る必要があることから、受注者に対して速やかに回答するものである。

## 第3 発注者の責務

- (1) 発注にあたりワンデーレスポンス実施対象工事であることを特記仕様書（別紙記載例）に明示する。
- (2) 監督員は、必要な時期に必要な資料をもって質問や協議を受けられるようにする。
- (3) 監督員は受注者からの質問協議への回答を「その日のうち」に行う。監督員が措置し得ない事項や判断が困難な場合は上司に相談し回答する。
- (4) 監督員は「その日のうち」に回答困難な場合は、受注者にいつまでに回答が必要かを確認し、回答期限日を「その日のうち」に回答する。
- (5) 監督員は、受注者からの作業の進捗状況の報告を受け工程の把握を行う。

## 第4 受注者の責務

- (1) 受注者は工程表の作成にあたり、作業ごとの関連、進捗状況を把握できる最適な工程表を作成する。
- (2) 受注者は綿密な工程管理を行い、問題点の洗出し、適切な時期に適切な資料を持って質問や協議を行なうよう努める。また、適確な回答期限を把握しておく。
- (3) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は適宜監督員に報告するものとする。

## (附 則)

本要領は、令和3年1月4日以降に入札の公告を行う契約から適用する。

## 特記仕様書（記載例）

### 第〇〇条 ワンデーレスポンスについて

1 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事とする。

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答を、原則「その日のうち」に回答する仕組みである。

2 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は適宜監督職員に報告するものとする。

3 実施に当たっては、「各務原市ワンデーレスポンス実施要領」（令和2年11月16日決裁）に基づき実施するものとする。